

報 告

肢体不自由養護学校における看護師と養護教諭の役割に関する調査

池田 友美¹⁾, 郷間 英世²⁾, 永井利三郎³⁾
 武藤 葉子⁴⁾, 牛尾 禮子⁵⁾

〔論文要旨〕

全国232校の肢体不自由養護学校に勤務する看護師と養護教諭を対象に、学校における医療的ケアおよび看護師の職務に関する質問紙調査を実施した。回答が有効であった看護師用の質問紙は65校(28.0%) 105通、養護教諭用の質問紙は59通(25.4%)であった。医療的ケアを必要とする児童生徒の割合は14.8%であり、約7割の学校に看護師が配置されていた。しかし、看護師の雇用形態および勤務時間はさまざまであった。また、医療的ケアは痰の吸引、経管栄養、吸入が多かった。看護師は今後、教員が実施するケアへの指導・助言や主治医・学校医との連携などを望んでいた。一方、養護教諭は、校外学習・宿泊学習での看護や医療的ケア検討会議への参画などを期待していた。これらのことより、労働条件が整備されたうえで養護学校に看護師が配置され、看護師と養護教諭がそれぞれの職務を協働して行っていくことが、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する養護学校における体制整備の維持・向上につながると考えられる。

Key words : 医療的ケア, 職務, 質問紙調査

I. はじめに

近年、ノーマライゼーションの考え方に基づく在宅生活の理念の広がりや医学・医療技術の進歩等により、医療的ケアの必要な子どもの在宅療養化が進み、地域の養護学校への就学ニーズが高まってきている。こうした背景を受け、養護学校の医療的ケアの必要な児童生徒は増加の傾向にある¹⁾。特に肢体不自由養護学校においては、医療的なケアを必要とする子どもの占める割合が40~50%にまで達しているとの報告

もある²⁾。このような状況を踏まえ、文部科学省と厚生労働省は、平成10年から医療的ケアに関する教育支援体制を整備しており、平成16年の「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関する取りまとめ」の報告書³⁾以後、看護師が養護学校に配置されるようになった。しかし一方で、「医療的ケア」をめぐる看護師、養護教諭、教員の役割分担の混乱やそれぞれの新しい役割など新たな問題が出てきているとの現場の声を聞く機会が多くなった⁴⁻⁶⁾。たとえば、教育と医療の連携が重

The Roles of Medical Care Nurses and School Nurses in Special Schools in Japan for Children with Multiple Disabilities

(2021)

受付 08. 2.18

Tomomi IKEDA, Hideyo GOMA, Toshisaburo NAGAI, Yoko MUTO, Reiko USHIO

採用 08.10.19

1) 兵庫大学健康科学部看護学科(研究職/看護師)

2) 京都教育大学発達障害学科(研究職/小児科医)

3) 大阪大学医学系研究科保健学専攻生命育成看護学講座(研究職/小児科医)

4) 奈良教育大学特別支援教育研究センター(その他)

5) 関西福祉大学看護学部看護学科(研究職/看護師)

別刷請求先: 池田友美 兵庫大学健康科学部看護学科 〒675-0195 兵庫県加古川市平岡町新在家2301

Tel/Fax : 079-427-9513

要であるとされているが、さまざまな見解があり⁷⁻⁹⁾、その具体的な連携方法のあり方については明らかにされていないのが現状である¹⁰⁾。また、教育現場に配置された看護師にとって、これまで学校保健の役割を担ってきた養護教諭との間の役割の分担が明確でない点も指摘されている⁶⁾。

そこで本研究では、医療的ケアを必要とする児童生徒が多く在籍する肢体不自由養護学校(以下、養護学校)の医療的ケアの現状、および養護学校に配置された看護師と養護教諭がどのような職務を担い、お互いが学校保健に関しどのような役割を担っていくべきかを明らかにすること、また特別支援教育への転換の中での医療的ケアのあり方について検討することを目的として調査を行った。

II. 研究方法

1. 対象

全国232校の養護学校に勤務する看護師全員と養護教諭各校1名に回答を求めた。

2. 方法

平成17年3月に無記名式質問紙調査を実施し、質問紙は郵送法にて配布・回収を行った。本研究では、看護師と養護教諭の権利とプライバシーが保護されるよう十分な注意を払い、養護学校長、看護師、養護教諭に、研究の主旨、回答の自由、処理上のプライバシーと保護に関する文書を添付した。質問紙への回答は、無記名で個々に返信用封筒に封印し郵送する自記式質問紙法で行い、質問紙への回答をもって研究協力の受諾とした。

調査内容は、看護師の属性と勤務について、養護教諭の属性、学校における医療的ケアの内容(表1)とその実施者、養護学校における学校保健に関する職務内容(表2)である。医療的ケアの内容は、川住ら¹¹⁾を、学校保健に関する職務内容については、津島⁶⁾を参考に作成した。職務に関しては、看護師に対して「看護師が現在実施している職務」(以下「看護師実施職務」)かどうか、および「現在の実施の有無とはかかわらず看護師が行うことが望ましいと考える職務」(以下「看護師が考える職務」)か

表1 医療的ケアの内容

1	経管栄養(鼻腔チューブ、口腔ネラトン、胃ろう)
2	口腔・鼻腔からの痰の吸引
3	気管切開部の衛生管理(吸引を含む)
4	気管カニューレの挿入
5	経鼻咽頭エアウェイの挿入
6	酸素療法(酸素吸入)
7	人工呼吸器の使用・管理
8	吸入(ネブライザーの使用・管理)
9	導尿(補助も含む)
10	その他

表2 養護学校における学校保健に関する職務内容

1	学校保健安全計画の立案参画
2	健康観察
3	健康診断と事後処置
4	健康相談活動
5	集団・個人への保健指導
6	救急処置
7	保健室の運営
8	学校保健活動委員会活動
9	医療的ケア検討委員会の推進と調整
10	地域における医療的ケア検討会議に参画
11	ケア研修計画の立案
12	医療的ケア検討委員会コーディネーター
13	重度心身障害児童生徒の健康把握と管理
14	医療的ケアを必要とする重度心身障害児童生徒の健康把握と管理に関する事項
15	関係機関(保健所、福祉施設等)との連携
16	主治医、学校医および救急病院との日常的な連携および連絡
17	医療的ケアの実施
18	医療的ケアの実施記録の整理
19	感染予防などの医療的知識技術を必要とする事項
20	給食の献立へのアドバイス
21	給食の摂食へのアドバイス
22	教員が実施する医療的ケアへの指導・助言
23	個別マニュアルの点検および保管
24	保護者との間で交わされる連絡帳等の点検および管理
25	医療機器や医療品等の補充や管理
26	重症障害児施設および病院での臨床研修
27	校外学習・宿泊学習への付き添い看護

どうかを、養護教諭に対しては「現在の実施の有無とはかかわらず養護教諭が考える看護師が行うことが望ましい職務」(以下「養護教諭が考える看護師の職務」)かどうかを質問した。なお、分析方法は、「看護師実施職務」、「看護師が考える職務」、「養護教諭が考える看護師の職務」について基本統計量を求め、項目ごとに χ^2 検定を実施した。統計解析には、統計処理ソフトSPSS12.0Jを用いた。

III. 結果

回収できた看護師用の質問紙は116通、232校中76校(32.8%)であった。そのうち、看

看護師不在8通、データ欠損3通を除いた65校(28.0%)105通を分析の対象とした。また、回収できた養護教諭用の質問紙は99通(42.7%)で、有効回答は59通(25.4%)であった。有効回答を医療的ケアが必要な児童生徒の有無および看護師の配置の有無に分類したものを表3に示す。看護師が配置されていない学校の医療的ケアの実施者は、隣接する施設の医師・看護師が10校、本人ならびに保護者が3校、教員の実施が3校であった。教員が実施する3校のうち、1校は看護師免許を有する教員2名が医療的ケアを実施していた。

1. 医療的ケアを必要とする児童生徒数

養護学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は701人であり、在籍児童数の14.8%であった。医療的ケアを必要としている児童生徒数を医療的ケアの内容別に示す(表4)。

2. 看護師の勤務の実際について

i) 雇用形態

雇用形態を図1に示す。雇用形態は教職員定数の非常勤が最も多く、その他には、国の緊急

表3 医療的ケアが必要な児童生徒の有無と看護師の配置校 (%)

医療的ケアが必要な児童生徒の有無	看護師の配置の有無		
	配置あり	配置なし	合計
あり	41(69.5)	16(27.1)	57(96.6)
なし	1(1.7)	1(1.7)	2(3.4)
合計	42(71.2)	17(28.8)	59(100)

表4 医療的ケア別の児童生徒数(複数回答)

	人数		
	通学児童生徒	訪問児童生徒	合計
経管栄養(鼻腔チューブ)	200	62	262
経管栄養(口腔ネラトン)	15	5	20
胃ろう(腸ろう)	93	46	139
吸引(口腔や鼻腔から)	304	76	380
気管切開部の管理(吸引含む)	68	66	134
気管カニューレの挿入	37	35	72
経鼻咽頭カニューレの挿入	11	2	13
酸素吸入	55	25	80
人工呼吸器の使用・管理	12	18	30
薬剤吸入	192	68	260
導尿	68	4	72
その他	182	8	190

雇用対策、行政枠の看護職員として常勤、市教育委員会所属、非常勤技術員、学校生活指導員などの回答があった。

ii) 看護師の勤務時間

勤務時間を週の時間に換算した結果を図2に示す。週の勤務時間は26~30時間以下が最も多く、一番短い勤務時間が週4時間、長い勤務時間が週50時間であった。

3. 学校保健に関する職務内容

「看護師実施職務」と「看護師が考える職務」と「養護教諭が考える看護師の職務」を表5に示す。「看護師実施職務」は、医療的ケアの実施(93.3%)、医療的ケアの実施記録の整理(81.9%)、医療的ケアを必要とする重度心身障害児童生徒の健康把握と管理に関する事項(67.6%)、などであった。また、「看護師が考える職務」のうち、教員が実施する医療的ケアへの指導・助言、主治医、学校医および救急病院との日常的な連携および連絡、感染予防などの医療的知識技術を必要とする事項、重症障害児施設および病院での臨床研修等で、「看護師実施職務」より回答した者が多く有意差が認められた。

「養護教諭が考える看護師の職務」は、医療

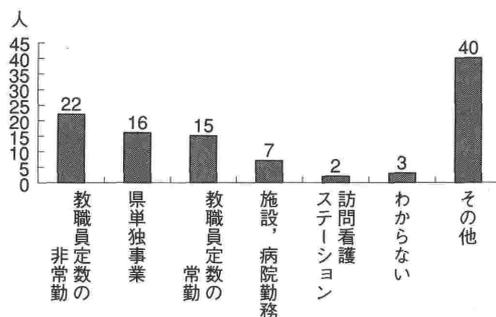


図1 看護師の雇用状況

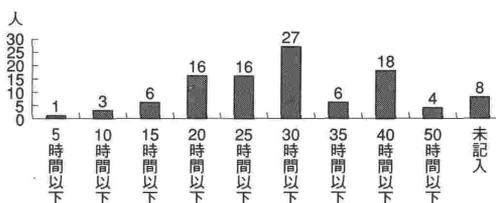


図2 看護師の勤務時間

表5 看護師実施職務と看護師・養護教諭が考える職務について

項 目	看護師実施職務			看護師が考える職務			養護教諭が考える看護師の職務	
	n=105	人(%)	χ ² 値	n=105	人(%)	χ ² 値	n=59	人(%)
《医療的ケアに関するもの》								
医療的ケアの実施	98	(93.3)	.61	95	(90.5)	.09	58	(98.3)
医療的ケアの実施記録の整理	86	(81.9)	.57	89	(84.8)	.13	55	(93.2)
医療的ケアを必要とする重度心身障害児童生徒の健康把握と管理に関する事項	71	(67.6)	.45	76	(72.4)	.00 **	54	(91.5)
個別マニュアルの点検および保管	58	(55.2)	.78	60	(57.1)	.01 *	45	(76.3)
医療機器や医療品等の補充や管理	45	(42.9)	.48	50	(47.6)	.00 **	44	(74.6)
保護者との間で交わされる連絡帳等の点検および管理	37	(35.2)	.77	39	(37.1)	.00 **	35	(59.3)
医療的ケア検討委員会の推進と調整	26	(24.8)	.02 *	41	(39.0)	.29	28	(47.5)
ケア研修計画の立案	20	(19.0)	.00 **	40	(38.1)	.00 **	43	(72.9)
地域における医療的ケア検討会議に参画	5	(4.8)	.00 **	34	(32.4)	.00 **	41	(69.5)
医療的ケア検討委員会コーディネーター	5	(4.8)	.00 **	18	(17.1)	.30	14	(23.7)
《専門的な知識・技術が必要なもの》								
救急処置	60	(57.1)	.11	71	(67.6)	.16	46	(78.0)
校外学習・宿泊学習への付き添い看護	57	(54.3)	.32	64	(61.0)	.00 **	54	(91.5)
教員が実施する医療的ケアへの指導・助言	53	(50.5)	.00 **	73	(69.5)	.00 **	56	(94.9)
主治医, 学校医および救急病院との日常的な連携および連絡	32	(30.5)	.00 **	66	(62.9)	.28	32	(54.2)
重度心身障害児童生徒の健康把握と管理	32	(30.5)	.00 **	51	(48.6)	.00 **	53	(89.8)
感染予防などの医療的知識技術を必要とする事項	30	(28.6)	.00 **	63	(60.0)	.00 **	55	(93.2)
重症障害児施設および病院での臨床研修	28	(26.7)	.00 **	61	(58.1)	.00 **	52	(88.1)
《学校保健に関するもの》								
健康観察	59	(56.2)	.48	64	(61.0)	.04 *	45	(76.3)
健康相談活動	13	(12.4)	.00 **	35	(33.3)	.07	28	(47.5)
学校保健活動委員会活動	13	(12.4)	.33	18	(17.1)	.82	9	(15.3)
給食の摂食へのアドバイス	12	(11.4)	.01 *	26	(24.8)	.01 *	26	(44.1)
集団・個人への保健指導	9	(8.6)	.09	17	(16.2)	.01 *	19	(32.2)
関係機関(保健所, 福祉施設等)との連携	9	(8.6)	.00 **	28	(26.7)	.76	17	(28.8)
健康診断と事後処置	3	(2.9)	.00 **	15	(14.3)	.32	5	(8.5)
保健室の運営	3	(2.9)	.49	6	(5.7)	.52	5	(8.5)
学校保健安全計画の立案参画	3	(2.9)	.21	8	(7.6)	.40	7	(11.9)
給食の献立へのアドバイス	2	(1.9)	.68	4	(3.8)	.00 **	18	(30.5)

* p<0.05 ** p<0.01

的ケアの実施(98.3%), 教員が実施する医療的ケアへの指導・助言(94.9%), 感染予防など医学的知識を必要とする事項(93.2%)などであった。医療的ケアを必要とする重度心身障害児童生徒の健康把握と管理, ケア研修計画の立案, 地域における医療的ケア検討会議に参画, 校外学習・宿泊学習への付き添い看護, 教員が実施する医療的ケアへの指導・助言, 重度心身障害児童生徒の健康把握と管理, 感染予防などの医療的知識技術を必要とする事項, 重症障害児施設および病院での臨床研修等で「養護教諭が考える看護師の職務」の回答が「看護師が考える職務」より多く, 有意差が認められた。

IV. 考 察

1. 回収率について

質問紙の回収は, 養護教諭の42.7%に比べ, 看護師からのものは32.8%の学校からであり低率であった。これは看護師が配置されていない学校がまだ多いためと考えられる。

2. 養護学校での医療的ケアとその整備について

医療的ケア別の児童生徒数では, 口腔や鼻腔からの痰の吸引が最も多く, 鼻腔チューブからの経管栄養, 吸入の順であった。川住らの調査結果では, 経管栄養, 痰の吸引, 吸入の順に多かった¹¹⁾。これらの3項目は, 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的

整理に関する取りまとめ³⁾で、研修を受けた教員が行うことが許容されているケアである。今後は、看護師が学校に配置され、看護師と教員とが医療的ケアを実施していく体制が基本形態となっていくものと考えられる。

また、7割の養護学校において看護師が配置されていた。これは、文部科学省の「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」等により、学校における体制整備とし配置されているものと考えられる。しかし、養護学校によって雇用形態や勤務時間がさまざまであり、雇用状況の多様さをみても問題が残っている。佐々木は大阪における看護師配置に伴う課題の中で雇用状況を検討し、年度初めから看護師を確保することが難しく、また途中で入れ替わることもあったと報告した⁵⁾。一方、江川は、神奈川県における看護師配置の現状について、常勤職員（臨時任用）として採用した結果、採用枠に対して倍以上の応募があった⁷⁾としている。これらのことから、労働条件の整備は看護師を学校に配置するうえで必要な条件であると考えられる。

3. 養護学校における看護師の職務と養護教諭の職務

養護学校に勤務するほとんどの看護師が実施している職務は、医療的ケアの実施やその実施記録の整理、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康把握と管理など、医療的ケアに関するものであった。これは、守屋¹⁰⁾の看護師は医療的ケアを必要とする児童生徒の対応が主であるという報告と同様の結果であった。

一方、「看護師実施職務」より「看護師が考える職務」の割合が多かった職務を多数認めた。これらは、現在は実施してなくても、今後、看護師の職務として取り組みたい、もしくは、取り組むべきだ、と看護師が考えている内容と考えられる。それらの内容は、主治医、学校医および救急病院との連携、感染予防などの医療的知識や技術を必要とする事項、教員が実施する医療的ケアへの指導・助言など看護師の専門性を活かすことのできる項目が主なものであった。津島は、学校における医療的ケアシステムにおける養護教諭と看護師の連携の中で、養護教諭は全校生徒を対象とし、学校保健法や学習

指導要領に基づいた職務があり、看護師との職務が区別されないまま、現場で競合することがあってはならないと述べている⁶⁾。今回の調査結果より、看護師は全校児童生徒を対象とした学校保健活動よりも、看護師の専門性を活かすことのできる職務を望んでおり、看護師が学校現場で看護師の専門性を発揮できる役割を担当していければ、職務が競合することはないと考えられる。

また、「看護師が考える職務」より、「養護教諭が考える看護師の職務」の割合が多かった職務も多数認めた。これらは、学校に配置された看護師に対して養護教諭が期待している内容であると考えられる。これらのうち、多くの養護教諭が回答したのは、校外学習・宿泊学習への付き添い看護、医療機器や医療品等の補充や管理、地域における医療的ケア検討会議への参画など、看護や医療全般に関わる項目であった。調査以前には、養護教諭は看護師に対し直接的な医療的ケアのみを望んでいるのではないかとの予測もあったが、結果からは、看護師に対し、医療的ケアの対象である児童生徒に関することのみならず、学校全体の医療・保健に関わることや地域との連携など、看護師が考えている内容よりも広く医療に関わることを望んでいることが判明した。萩原らの調査でも、看護師は随時、教師への指導・相談、医師との連絡調整を行っていくのが望ましいのではないかと述べている¹³⁾。これに対し、養護教諭の職務として、古田は、主治医と指導医、看護師、教員、保護者の連携のキーマンとしてのコーディネーター的役割を担っていると述べている¹⁴⁾。今後の医療的ケアを含んだ学校の職務に関して、医療的ケアに関する包括的な役割を看護師が主に行い、養護教諭が学校保健全体のコーディネーターを担っていくことが、それぞれの専門性を発揮できる職務であると考えられる。

本研究の結果をもとに、養護学校に勤務する看護師の現在行っている職務および今後望まれる職務を表6にまとめた。労働条件が整備されたうえで養護学校に看護師が配置され、看護師と養護教諭がそれぞれの職務を協働して行っていくことが、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する養護学校における体制整備の維持・向

表6 養護学校に勤務する看護師の現在行っている
職務と今後望まれる職務

現在行っている職務
医療的ケアに関するもの
・医療的ケアの実施
・医療的ケアの実施記録の整理
・医療的ケアを必要とする児童生徒の健康把握と管理
専門的な知識, 技術が必要なもの
・救急処置
今後望まれる職務
医療的ケア全般に関するもの
・ケア研修計画の立案
・保護者との連絡調整
・地域における医療的ケア検討会議への参画
専門的な知識, 技術が必要なもの
・教員が実施する医療的ケアへの指導・助言
・校外学習, 宿泊学習への付き添い
・主治医, 学校医および救急病院との日常的な連携
・感染予防
・重度心身障害児児童生徒の健康把握と管理

上につながると考えられる。

本研究の一部は第53回日本小児保健学会（山梨，2006年）で発表した。また，平成19年度小児保健協会活動助成を受賞し第4回研究助成を受けた。

文 献

- 古川勝也. 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等に医学的・法律学的整理に関するとりまとめ（概要）. 養護学校の教育と展望 2004；135：48-51.
- 船戸正久, 高田 哲. 医療従事者と家族のための小児在宅医療支援マニュアル. メディカ出版. 大阪 2006.
- 在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会. 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等に医学的・法律学的整理に関するとりまとめ. (オンライン), 入手先 (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0917-3.html 2004). (参照2007.11.22)
- 勝田仁美. 特集 医療的ケアの新たな展開 実践報告 医療的ケアに関する学校と看護師の連携. 肢体不自由教育 2004；163：43-49.
- 佐々木和彦. 大阪における看護師配置までの道のりと今後の課題. 養護学校の教育と展望 2004；135：11-15.
- 津島ひろ江. 学校における医療的ケアを支える看護専門職の連携. 保健の科学 2003；45：

344-349.

- 江川文誠. 扉をノックする子どもたち—新たな段階にさしかかった教育における医療的ケア—, 養護学校の教育と展望 2004；NO.135：4-10.
- 村田 茂, 飯野順子. 肢体不自由教育における今日的課題と今後の方向—養護学校における医療的ケアの在り方の検討—. 筑波大学学校教育論集 1996；19：1-9.
- 高田 哲, 常石秀市, 坏 友子, 他. 肢体不自由養護学校における医療的ケアに関する研究. 神戸大学都市安全研究センター研究報告 2002；6：289-295.
- 守屋美由紀, 津島ひろ江. 学校に配置された看護師の職制と職務に関する一考察. 川崎医療福祉学会誌 2003；13：127-131.
- 川住隆一, 石川政孝, 後上鐵夫. 養護学校において常時「医療的ケア」を必要とする重度・重複障害児の健康指導と健康管理に関する取り組み. 国立特殊教育総合研究所研究紀要 2002；第29巻：117-127.
- 文部科学省特別支援教育課. 養護学校における医療的ケアに関する調査研究及びモデル事業成果について (オンライン), 入手先 (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/dl/s0630-5a.pdf). (参照 2008.6.9)
- 萩原貴子, 高田谷久美子. 医療的ケアを常時必要とする児が教育を受けていく上で期待される看護師への役割—A養護学校での事例を通して—. 山梨大学看護学会誌 2003；2：43-48.
- 古田正彦. 特集 医療的ケア 安全・安心のための校内体制. 特別支援教育 2005；16：29-32.

〔Summary〕

A questionnaire study was carried out with a focus on the roles of the medical care nurses and school nurses in special schools in Japan for children with multiple disabilities.

The self-administered questionnaire was distributed to 232 schools, and questionnaires were received back from the medical care nurses in 65 schools (28.0%), and from the school nurses in 59 schools (25.4%).

Medical care was needed for 14.8% of all chil-

dren. Nurses were employed in about 70% of all schools, although the employment conditions for the medical care nurses were different in each school. The medical care services needed most frequently were the absorption of phlegm, tubal feeding and inhalation. The medical care nurses were expected to achieve the following roles in the future, includ-

ing such activities as giving advice to teachers regarding medical care skills, under cooperation with the chief physician and the school doctor.

[Key words]

medical care, roles, questionnaire